

一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会会費規則

第1条 この規則は、一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会 定款第8条に基づき、会員の会費について定めるものとする。

第2条 会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 10,000 円

ただし、20年以上本会の正会員であって、年齢70歳以上の者は、年会費を収めることを要しない。

(2) 購読会員 年額 10,000 円

2 学術集会において発表するための演者として会長が特に認めた一時会員は、年会費を収めることを要しない。

3 名誉会員・功労会員は会費を納めることを要しない。

第3条 会費は、その事業年度の10月末までに、会費の全額を納入するものとする。ただし、新規加入会員については、入会時に入会年度の会費の全額及び入会金（3,000円）を納入しなければならない。

第4条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規則は、平成29年3月1日から施行する。